

感染症および食中毒の予防およびまん延の防止のための指針

社会福祉法人 康済会

1. 施設における感染対策に関する目的と基本的な考え方

障害者支援施設は、感染症等に対する抵抗力が弱い基礎疾患を抱えている障害のある者が生活する場であり、こうした利用者が多数生活する環境は、感染が拡がりやすい状況にあることを認識しなければなりません。

このような前提にたって障害者支援施設 うぐいすの郷においては、感染症が発生、またはまん延しないように必要な措置を講ずるための体制を整備することを目的に、感染症および食中毒およびまん延の防止のための指針を定め、利用者の安全確保を図ります。

2. 感染対策のための委員会に関する基本方針

(1) 感染症対策委員会の設置

うぐいすの郷では、感染症および食中毒の予防およびまん延の防止のため、感染症対策委員会を設置します。

(2) 目的

- ① 施設の課題を集約し、感染対策の方針・計画を定め実践を推進する。
- ② 決定事項や具体的対策を施設全体に周知するための窓口となる。

③ 施設における問題を把握し、問題意識を共有・解決する場となる。

④ 感染症が発生した場合、指揮の役割を担う。

(3) 委員会の構成員とその役割

この委員会の委員長は施設長(管理者)とします。

また、専任の感染症対応策を担当する者を配置します。

必要に応じて、協力医療機関の医師等に助言を仰ぎます。

(4) 感染対策委員会の開催

委員会は、委員長が招集し、3ヶ月に1回以上の定期会議、感染症が流行する

時期等を勘案して必要時に臨時会議を開催します。結果については、全職員

等に周知します。

3. 感染対策のための職員に対する研修に関する基本方針

全職員を対象に、感染対策の基礎的内容等の適切な知識の普及・啓発をすると

ともに、うぐいすの郷における指針に基づき、衛生管理の徹底や衛生的なケアを

行うため、年2回以上の研修を行います。また、新規採用者には、採用時に研修を

行います。

4. 感染症の発生状況の報告に関する基本方針

感染症の発生状況を把握するために、感染発生の状況の把握を行います。また、

早い段階で感染経路を特定し、迅速な対応がなされるよう、感染に関わる情報管

理を適切に行います。発生時は委員会が中心となり、発生の原因の究明、改善案の立案、実施を行います。その内容については感染症対策委員会で報告します。

5. 感染発生時の対応に関する基本方針

感染対策マニュアルに沿って、手洗いの徹底、個人防護用具（PPE）の使用など感染対策に努めます。疾患および病態などに応じて感染経路別予防策（接触感染、飛沫感染、空気感染）を追加して実施します。報告が義務付けられている病気が特定された場合は、速やかに管轄保健所へ報告します。特定の感染症が集団発生した場合、管轄保健所などと連携を図って対応します。

（1） 平常時の対策

- ① 施設内の衛生管理（環境の整備、排泄物の処理、血液・体液の処理等）
- ② 日常のケアにかかる感染症対策（標準的な予防策）
- ③ 手洗いの基本
- ④ 消毒薬の適正な使用
- ⑤ 早期発見のための日常の観察項目

（2） 発生時の対応

万が一、感染症および食中毒が発生した場合は、感染症対策マニュアルに従い、感染の拡大を防ぐため、下記の対応を図ります。

- ① 発生状況の把握

② 感染拡大の防止

③ 関係機関との連携

④ 行政への報告

6. 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針

当該指針の概要や閲覧方法について、重要事項説明書に明記し、利用者等より

要望があれば当該指針を閲覧できるようにします。

7. その他感染対策の推進のために必要な基本指針

<附則>

この指針は、令和4年8月1日から施行する。